

仕 様 書

1 件名

一般周知・広報施策（郵便局へのチラシ設置及び地上波テレビCM放送）の Web による評価調査の委託

2 目的

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）が実施する郵便貯金の早期払戻し促進のための周知・広報施策の検討に活用するため、令和6年8月から9月に実施（予定）する郵便局へのチラシ設置及び地上波テレビCM放送について、郵便貯金預金者等の広告媒体への接触度、内容の理解度及び内容等に対する評価を幅広く調査し、その結果を集計・分析する。

3 委託内容

(1) 調査時期（予定）

令和6年9月下旬頃

(2) 調査方法

Web 調査（Web 画面上で質問・回答を行う方法による調査をいう。）の方法によるものとする。

(3) 調査対象施策

ア 郵便貯金周知用 郵便局へのチラシ設置

イ 郵便貯金周知用 地上波テレビCM放送

(4) 調査範囲

全国とする。

(5) 調査対象者

郵政民営化前（平成19年9月30日以前）に定期性の郵便貯金を預入し、かつ令和6年8月1日時点で当該郵便貯金を保有している方（預金者本人に加え、家族（親族を含む。）が保有者（以下「本人かつ家族保有者」という。）を含む。）

(6) 調査対象者の抽出方法及び回答数

受託者の自社モニターの中から、前記(5)に定める調査対象者2,000人以上（うち、本人かつ家族保有者500人以上）から回答を得ること。

※ 受託者の自社モニターのみで必要回答数が見込めない場合は、受託者の提携先モニターの利用も可とする。

※ 各都道府県の全国に対する人口率との間に大きな乖離が生じないように調査対象者を抽出すること。

※ 調査開始後、1週間程度で回答数が必要回答数に達しない場合は、機構貯金部財務課（以下「主管担当」という。）（TEL：03-5472-7105）に報告し、対応方法について指示を受け、その指示に従うこと。

(7) 設問の設定

主管担当が示す設問案を基に、受託者において広告の評価に必要な設問案を検討・作成し、主管担当と調整の上、設問（70問程度）を確定すること。調査票の一次案は、主管担当から設問案を受領後、5営業日（この仕様書において「営業日」は、行政機関の休日に関する法

律に定める行政機関の休日以外の日とする。)以内に主管担当へ提出すること。

また、調査票には、主管担当から交付する広告の画像を盛り込むこと。その際、受託者は必要に応じて画像ファイルを Web 調査に適した形式・サイズに変換すること。

(8) 調査の実施

上記(7)で設定した設問により、Web による調査を実施すること。

(9) 集計・分析及び調査報告書の作成

上記(8)の調査により得られた回答について、単純集計及びクロス集計を行うほか、回答者の属性(性別、年代及び居住都道府県)並びに設問間の関連等を踏まえた分析を行い、図表・グラフ等も活用して分析結果や今後の効果的な周知・広報施策へのアドバイス等を含めて調査報告書を作成すること。

なお、単純集計及びクロス集計※が完了した時点(令和6年10月下旬目途)で、速やかに主管担当に当該集計データを送付すること。

また、調査報告書は、報告書案を事前に主管担当に提示して十分調整を行い、主管担当から承認を得るものとする。

※ 単純集計及びクロス集計については、総計に加えて「本人のみ保有者」又は「本人かつ家族保有者」に区分したのも併せて作成すること。

4 納入成果物

(1) 調査報告書

A4版で80ページ程度とし、簡易製本したものを5部納入すること。

原則として、目次・本文等に使用するワードプロセッサソフトは、Microsoft Word 2016(拡張子:.docx)とし、集計表・図・グラフ等に使用する表計算ソフトは、Microsoft Excel 2016(拡張子:.xlsx)とするが、これらのソフトを正常に扱うことができるものであれば、従前のバージョンのものでも差し支えない。

(2) 電子記録媒体

次のデータを記録した Microsoft Windows 11 上で読み込み可能な CD-R を1部納入すること。

ア 調査報告書作成に使用した各種集計データ(ローデータを含む。)

イ 調査報告書の各ページをその順序のまま PDF ファイルに変換したデータ

※ PDF ファイルには、目次と対応した「しおり」を設定するものとする。

5 納入期限

令和6年11月29日(金)まで

6 納入場所

主管担当(〒105-0001 東京都港区虎ノ門5丁目13番1号 虎ノ門40MTビル3階)

7 受託者の要件

本件業務の受託者は、別紙の要件を満たしていることとする。

8 情報の保全

(1) 秘密の保持

受託者は、受託者が本件業務の履行に際し知り得た保護すべき情報（本件業務を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した情報であって、主管担当が保護を要しないと確認したものを除く。）その他の非公知の情報（主管担当から提供した情報を含む。以下「保護すべき情報等」という。）について、適切に管理し、本件業務の履行期間中はもとより、本件業務の履行完了後においても、第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、又は持ち出してはならないものとする。

なお、保護すべき情報等を本件業務以外の目的に利用又は第三者に開示する必要がある場合は、書面により事前に主管担当の同意を得ること。

(2) 保護すべき情報等の管理責任者の配置等

受託者は、本件業務の履行に当たって、保護すべき情報等の適切な管理のために、管理責任者を配置するものとし、その者の役職及び氏名を含む管理体制について、事前に主管担当に書面で通知するものとする。また、保護すべき情報等の管理の状況について、主管担当への書面の提出等の機構が求める方法に従って報告し、主管担当が実施する監査に応じなければならない。

(3) 保護すべき情報等の消去

受託者は、本件業務の履行過程において取得した保護すべき情報等について、主管担当が別に指定する期日までに再生不可能な状態に消去し、かつ消去後、速やかにその旨の報告書（様式適宜）を主管担当に提出しなければならない。

(4) 情報漏えい等の事案発生時における対応

受託者は、本件業務の履行後であっても前記(1)により守秘義務を負う情報の漏えいや滅失、毀損等の事故や疑い、将来的な懸念の指摘があったときには、即時に原因等を究明し対応の上、併せてその事故が発生した日時・場所等、発生状況及び対応状況を直ちに書面をもって主管担当に報告し、再発防止策を講じること。

また、主管担当が指示する場合は、その指示に従うこと。

9 知的財産権

(1) 本件業務の履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権及びノウハウ（営業秘密）は機構に帰属し、機構が独占的に使用するものとする。ただし、受託者は、本件業務の履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権又はノウハウ（営業秘密）を自ら使用し又は第三者をして使用させる場合は、機構と別途協議するものとする。

なお、受託者は、機構に対し一切の著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

(2) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、機構が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は、当該契約等の内容について事前に主管担当の承認を受けることとし、機構は、既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

- (3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、機構は、係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

10 再委託の制限

- (1) 受託者は、本件業務の履行の全部を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。
- (2) 受託者は、本件業務の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本件業務の履行の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ再委託をしようとする第三者の住所又は所在地、氏名又は名称、再委託する業務の範囲、その必要性、契約金額、再委託の業務に従事する者の適格性及び情報保全のための履行体制について記載した書面を主管担当に通知し、主管担当の承認を受けなければならない。

なお、受託者は、主管担当から承認を受けた内容を変更しようとする場合についても同様に主管担当の承認を受けなければならない。

11 その他

- (1) 本件業務のために使用する機器等については、受託者において用意すること。
なお、本件業務の契約金額には、当該費用を含むものとする。
- (2) 本件業務に係る詳細については、本仕様書によるほか、主管担当の指示によるものとする。
- (3) 受託者は、本件業務の履行完了後、速やかに履行完了届兼検査調書及び支払請求書を主管担当に提出すること。

1 実施業務に関する義務等

(1)	<p>次の①及び②に示す同種・類似調査の業務実績（再委託による実績も可。）をそれぞれ2件以上有すること。</p> <p>なお、業務実績については、平成28年4月から令和6年6月までの期間に実施したものとす。</p> <p>また、原則として、国、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体、公益法人及び公益事業を行っている民間企業から受託し、完了した業務とするが、それ以外の民間企業のものでも構わないものとする。</p>
	① 利用実態調査について、業務の現状把握や評価、課題分析を行った調査業務の実績
	② 回収ベースで2,000件以上のWeb調査を企画・実施し、調査結果を分析・評価した調査業務の実績
(2)	<p>本調査を円滑かつ的確に実施するために必要な次の①から③に示す条件を全て満たすこと。</p>
	① 品質管理のための調査実施責任体制を確立できること（管理責任者（1名）及び担当技術者（複数名）の体制とする。）。
	② 前記①の管理責任者は、項番(1)①及び②の業務実績をそれぞれ1件以上有し、指導的立場（業務全体の統括・管理）に従事した者であること。
	③ 保護すべき情報等の適切な管理体制を確立できること。
(3)	<p>自社モニターの中から、仕様書に定める調査対象者からの必要回答数を確保できる見込みがあること。</p> <p>※ 自社モニターのみで必要回答数が見込めない場合は、提携先モニターの利用も可とする。</p>

2 個人情報の取扱いに関する義務等

(1)	<p>ISO27001の認証を所得していること、又はプライバシーマークの使用が認められていること。</p>
(2)	<p>個人情報保護が確実に適用されるよう次の①から④に係る内部規程を定めていること。</p>
	① 個人情報を取り扱う各担当者の役割・権限及び体制整備の状況について
	② 個人情報の取扱履歴、保管場所及び保管方法が確認できる台帳等の作成について（各種証拠書類の廃棄処分の委託等においては、落下等による亡失を防ぐため、運搬車両の荷台が施錠できることを含む。）
	③ 個人情報を取扱う場所の入退管理並びに使用端末の限定、アクセス制限、パスワード管理及びウイルス対策ソフトの稼働について
	④ 全ての従業者（派遣社員及びアルバイト・パート社員を含む。）に対して個人情報保護に関する教育を実施する体制について
(3)	<p>過去に個人情報の漏えい・き損の事故を起こしていないこと。</p> <p>（事故を起こした場合であっても、その後、原因究明と安全管理体制の整備を行っていること。）</p>
(4)	<p>個人情報の管理状況について、定期又は随時に機構の監査を受けることができること。</p>